

令和6年12月20日

キチナンロジスティクス株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月21日～令和8年12月20日までの2年間

2. 内容

【次世代育成支援対策推進法】

目標1. 計画期間内に育児休業の取得率を100%にすること

<対策> 令和6年12月以降

1. 育児休業取得者へのアンケートを実施
2. 育児休業取得意向確認の際に、休業取得者の声を広報にして周知する

目標2. 男性女性問わず育児休業の取得日数を1月以上にすること

<対策> 令和6年12月以降

1. 育児休業に関する相談体制の整備
2. 育児休業取得者とのネットワーク強化
3. 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施

目標3. テレワーク対象者の全員が月1回以上実施する

<対策> 令和6年12月以降

1. テレワーク推進体制の構築
2. テレワーク勤務規定の作成
3. 従業員へ周知

【女性活躍推進法】

目標1. 技能職の女性を1名以上採用し、採用者の女性比率を15%以上引き上げる

<対策> 令和6年12月以降

1. 女性向けの就職面接会へ参加する(年1回)
2. 従業員アンケートを行い、その結果をもとに従業員がより働きやすい職場環境(物的環境・制度)にするための検討を行う。
3. 技能職の女性へ定期面談の実施

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

採用した労働者に占める女性労働者の割合・・・9%

男女の平均継続勤務年数の差異・・・1年1ヵ月

以上